

その他

令和6年度 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会（第2回）

消防庁危険物保安室

検討事項 1

<現状と課題>

- 給油取扱所等では、給油の際はエンジンを停止することを求めている。（危険物の規制に関する政令第27条）
- 自衛隊の航空機は、着陸後速やかに緊急発進するため、エンジンを停止せずに給油（ホット・リフューエリング）を行う必要がある場合がある。

※ 自衛隊法第115条の2第1項の規定により、自衛隊が有事等（第6章に定める行動）に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、消防法の規制は適用されない。一方、自衛隊が有事等（第6章に定める行動）以外の行動に際して、自衛隊の演習場以外の場所において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法の規制が適用される。

<方向性>

- 必要な安全対策を講じる場合には、エンジンを停止せずに給油（ホット・リフューエリング）を認めることとしてはどうか。

検討事項 2

<現状と課題>

- 給油取扱所等では、給油タンク車等の給油設備から直接給油することを求めている。（危険物の規制に関する規則第40条の3の7第1号の2）
- 自衛隊の航空機は、高高度を飛行する場合があり、その際は燃料が低温になるため、氷結防止剤、潤滑性向上剤等の添加が必要となるが、民間空港の給油設備で自衛隊の航空機に給油する場合は、添加装置を介して給油を行う必要がある。

※ 自衛隊法第115条の2第1項の規定により、自衛隊が有事等（第6章に定める行動）に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、消防法の規制は適用されない。一方、自衛隊が有事等（第6章に定める行動）以外の行動に際して、自衛隊の演習場以外の場所において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消防法の規制が適用される。

<方向性>

- 必要な安全対策を講じる場合には、給油タンク車等の給油設備から添加装置を介しての給油を認めることとしてはどうか。